第250回

広島県都市計画審議会 (別冊)

土 木 建 築 局

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物への 用途変更および増築について

(広島県許可)

建 築 第 2183 号 令和4年11月7日

広島県都市計画審議会会長様

広 島 県 知 事 (〒730-8511 広島市中区基町 10-52) 建 築 課

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物への用途変更及び増築について(諮問)

このことについて、建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 5 1 条ただし書きの規定によって、貴会の意見を求めます。

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の概要

1 申請者住所氏名

住所: 大竹市東栄二丁目 1-18

氏名: 日本製紙株式会社大竹工場 工場長 藤田 宏

2 申請位置

大竹市東栄二丁目 1-18 の一部

3 申請理由

申請者は、印刷用紙、包装用紙、段ボール原紙等、多種多様な紙の生産を行っており、平成29年10月から製造の過程で生じる自社廃棄物を成形し、ボイラー燃料とする固形燃料化設備の設置・運転を開始している。

平成31年1月には建築基準法第51条ただし書き許可を受け、大竹市のごみ処理場の代替処理施設として、年間600tの一般廃プラスチックごみ(一般廃棄物)の委託処理を開始し、現在も稼働中である。

当該設備について、一般廃棄物の処理を行いつつ、新たに県内外他社及び自社他工場の産業 廃棄物を受け入れる計画があることから、産業廃棄物処理施設への用途変更及び施設の増築に 伴う許可を要するものである。

4 申請概要

(1)都市計画 市街化区域 工業専用地域

(2) 敷地面積 6,764.75 m²

(3) 建築物の規模

	申請部分	申請以外の部分	合計
建築面積	466. 00 m²	977. 27 m²	1, 443. 27 m ²
延べ床面積	466. 00 m²	977. 27 m²	1, 443. 27 m ²

(4) 建築物の構造 鉄骨造, 鉄骨造一部膜構造

(5) 建築物の用途 破砕設備建屋, 廃棄物置場

- (6) 処理施設の概要(法第51条ただし書許可の対象となる部分)
 - 用 途 産業廃棄物処理施設
 - 施設の種類 破砕施設
 - 建築基準法施行令第130条の2の3において許可を要する処理しようとする廃棄物の 種類ごとの処理能力

種類	機械	処理能力	許可が必要な
		(増築・用途変更後)	処理能力
(破砕施設) 廃プラスチック類 木くず類	一次破砕機(新設)	廃プラスチック類	廃プラスチック類
		49.0t/日	6. 0 t/日
		木くず類	木くず類
		58.9t/日	100.0t/日
		廃プラスチック類	廃プラスチック類
/ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	二次破砕機	103.2t/日	6. 0 t/日
	(既設)	木くず類	木くず類
		60.0t/日	100.0t/日
汚泥の脱水施設	既設	187.2 m³/日	3 0 m³/日
産廃置場	新設	305.96 m²	_
	既設	59.85m²	_

5 建築課の意見等

- 申請地は工場等の立地を目的とした工業専用地域に位置し、学校施設や病院、公園、住居 系の用途地域から十分な距離がある。
- 公害の有無及び防止策に関して,関係法令の規制は遵守され,また,生活環境影響調査(環境アセスメント)の結果,各調査項目において環境基準値を満たしている。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施設の設置許可について,広島県西部厚生環境事務所広島支所衛生環境課と事前協議済であり,支障ないと判断している。
- 周辺状況等総合的に審査した結果,敷地の位置は,都市計画上支障がないと考える。











